

消防署からのお知らせ

～「新たな防災気象情報」について～

令和8年5月29日より気象の警報などが大きく変わりました

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意報			

POINT!! 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

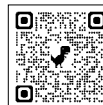
POINT!! 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わりました（特別警報の新設など）

POINT!! 「警戒レベル4相当」の情報は「危険情報」として発表されます

（出典：気象庁ホームページより）



【福島県防災アプリ】



【平田村防災マップ】

令和8年5月29日から、気象庁が発表する防災気象情報が大きく変わりました。

・今までの警報・注意報と、どこが変わったの？

- ① 警報・注意報の情報名とあわせて、警戒レベルが表記されます。
大雨、土砂災害、河川氾濫（注：阿武隈川など、一部の河川のみ）、高潮の4つの情報について、警報・注意報の前に警戒レベルが表記されるようになりました。
※今回の変更に伴い、従来の洪水警報・洪水注意報は廃止となりました。
平田村は、氾濫警報・注意報の発表対象外となりますので、大雨警報・注意報を基準に、洪水の危険性を判断することになります。
- ② 警戒レベル4相当の情報として、「危険警報」が新設されました。
- ③ 市町村の発表する避難情報に対応し、実際取るべき避難行動が判断しやすくなりました。

・実際に発表されたときはどうすればいいの？

- レベル3** 警報が発表された場合は、避難に時間のかかる方（高齢者、乳幼児など）は安全な場所へ避難を始めましょう。
- レベル4** 危険警報が発表されたら、全員、危険な場所から速やかに避難してください。（レベル4の情報が発表されているうちに、避難を完了させるようにしましょう）
- ※レベル5** 特別警報発表時は、既に災害が発生している可能性があります。直ちに身の安全を確保してください。

大雨や土砂災害に備えて ～日頃からの準備をお願いします～

7月、8月は梅雨や台風の接近に伴い、大雨や土砂災害のリスクが非常に高まります。家族で、避難場所までの経路や持ち出し品について確認しておきましょう。また、福島県防災アプリや平田村防災マップで、自宅や地域の危険箇所を再確認しましょう。平田村防災マップは、各家庭に配布されている冊子版のほか、役場ホームページにもPDF版を掲載しております。ぜひご活用ください。

石川消防署平田分署 ☎55-2213 FAX:94-2079

火災に注意

ごみの焼却・野焼きは禁止です

ゴミの焼却・野焼きが原因とみられる火災が増加しています。



火災は一瞬にして尊い命や貴重な財産を失う可能性がある恐ろしいものです。
一人ひとりが火災予防の意識を持ち、火災の防止に努めましょう。



令和7年・令和8年 平田村火災発生件数

令和7年火災発生件数 **6件**
(たき火・火入れ件数 **0件**)
※令和7年1月1日～令和7年12月31日

令和8年火災発生件数 **9件**
(たき火・火入れ件数 **5件**)
※令和8年1月1日～令和8年6月18日時点

【家庭から出たゴミはどうすれば】

家庭から出るゴミは分別して村の指定袋に入れ、決められた日の朝6時から8時までに所定のゴミステーションに出してください。

【野火・林野火災を防止するためには】

- 「強風時」や「乾燥時」には、たき火・火入れをしない。
- たき火・火入れの場所を離れるときは「完全に消火」する。
- 火入れをする場合は、役場に「火入許可申請書」等を提出し、必ず「許可」を受ける。 ※消防署への「届出」も忘れずに！

※消防署では、法律に基づく焼却等について、届出の提出をお願いしています。これは、野焼き等の煙を火災と間違えて出動することを防ぐためのもので、焼却行為を許可するものではありません。

平田村役場総務課 55-3111

令和9年度採用 須賀川地方広域消防組合消防職員募集

○消防職員

高校卒程度・社会人経験者

○募集職種 消防職(採用予定人数)

(高校卒程度) 6人程度
(社会人経験者) 2人程度

○受付期間

6月1日(月)～8月31日(月)

○受験資格(学歴を問いません)

(高校卒程度)
平成10年4月2日から平成21年4月1日までに
生まれた方

(社会人経験者)

次の(1)、(2)のいずれにも該当する方

(1)平成7年4月2日から平成17年4月1日までに
生まれた方

(2)福島県外の自治体等の消防職員として
職務経験が2年以上ある方(申し込み時点)

○身体基準

- ・身長:おおむね155センチメートル以上
- ・視力:視力(矯正視力含む)が両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること
- ・色覚:赤色、青色及び黄色の色彩が識別できること
- ・聴力:左右とも正常であること

○試験期日と会場

第1次試験 9月27日(日)須賀川地方広域消防本部
第2次試験 11月上旬予定(1次試験合格者のみ)

○試験の内容(高校卒程度・社会人経験者共通)

第1次試験 教養試験、適正検査
第2次試験 口述試験、作文、体力試験、健康診断

○申込用紙

須賀川地方広域消防組合ホームページからダウンロードするか、須賀川地方広域消防本部総務課、各消防署(分署、分遣所)または管内の各町村役場総務課で受け取ることができます。詳しくは、消防組合ホームページをご覧ください。
(<http://www.sukagawa119.jp/>)

申し込み・問い合わせ先

〒962-0022 須賀川市丸田町153番地

須賀川広域消防本部 総務課職員係 ☎0248-76-3112